

## 令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金支給要綱

令和2年1月21日制定

[保健福祉部保健福祉総務課]

(趣旨)

第1条 令和元年台風第19号による災害（以下「災害」という。）により、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「法」という。）の対象とならない半壊及び半壊に至らない床上浸水の被害を受けた世帯に対し、その速やかな生活再建を県と市が連携して支援するため、予算の範囲内において郡山市被災者生活支援特別給付金（以下「特別給付金」という。）を支給する場合に必要な事項を定める。

(特別給付金の支給対象)

第2条 特別給付金の支給対象は、市内に居住し、災害により住家被害を受けた世帯（以下「被災世帯」という。）であって次に掲げるものとする。

(1) 半壊世帯（やむを得ない事由により当該住家を解体し、法第3条に基づく被災者生活再建支援金が支給される世帯を除く。）

(2) 床上浸水世帯

2 被災世帯の被害認定は、市長の発行するり災証明書及び住家の被害認定調査に基づくものとする。

(特別給付金の支給)

第3条 市長は、市内において、被災世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、特別給付金の支給を行うものとする。

2 特別給付金の額は、1世帯につき10万円とする。

(支給申請)

第4条 郡山市災害見舞金等支給条例（昭和51年郡山市条例第18号）第3条の規定による被災の状況の届出は、前条第1項の規定による特別給付金の申請とみなす。

(申請期間)

第5条 前条の規定による申請は、市長が定める日までに行わなければならない。

(支給決定)

第6条 市長は、第4条の規定による特別給付金の申請があったときは、特別給付金の支給の適否を審査し、特別給付金を支給すべきものと認めるときは、その支給を決定するものとする。

2 市長は、特別給付金の支給を決定したときは、速やかに、令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金支給決定通知書（第1号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、特別給付金を支給しないことを決定したときは、速やかに、令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金不支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、前条第1項の規定により支給の決定をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他の不正の手段により特別給付金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (2) やむを得ない事由により当該住家を解体し、法第3条に基づく被災者生活再建支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、支給の決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金支給決定取消通知書(第3号様式)により当該支給の決定の全部又は一部を取り消した者に通知するものとする。

(特別給付金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給取消しに係る部分について既に特別給付金が支給されているときは、令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金返還請求書(第4号様式)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第9条 前条の規定により返還を命ぜられた者は、当該返還命令に係る特別給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該特別給付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市長に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

2 前条の規定により返還を命ぜられた者は、これを履行期限までに納付しなかったときは、当該履行期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で算出した遅延損害金を市長に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月21日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様

郡山市長



令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金について、次のとおり支給することに決定したので、令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金支給要綱第6条第2項の規定により通知します。

- 1 支給番号 第 号
- 2 支給額 円
- 3 支給予定日
- 4 支給方法 口座振込

備考

- 1 この特別給付金の支給を受けた後、半壊世帯の場合でやむを得ない事由により当該住家を解体し、被災者生活再建支援法第3条に基づく被災者生活再建支援金の支給を受けたときは、市長の通知に従いこの特別給付金の返還が発生します。
- 2 偽りその他不正な手段等によりこの特別給付金を受領した場合は、この特別給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該特別給付金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金がかかることがあります。

第2号様式（第6条関係）

令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金不支給決定通知書

第 号  
年 月 日

様

郡山市長



令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金について、下記の理由により支給しないことに決定したので、令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金支給要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

(理由)

第3号様式（第7条関係）

令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金支給決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付け 第 号で支給決定しました令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金の支給については、下記の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消します。

記

(理由)

--

第4号様式（第8条関係）

令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金返還請求書

第 号  
年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付け 第 号で支給決定しました令和元年台風第19号に係る郡山市被災者生活支援特別給付金については、下記により返還してください。

記

- 1 返還の理由
- 2 返還額
- 3 返還の期限
- 4 返還の方法
- 5 加算金及び遅延損害金
  - (1) 特別給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該特別給付金の額に年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付してください。
  - (2) 返還の期限までに納付しなかったときは、当該返還の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に、年10.95パーセントの割合で算出した遅延損害金を納付してください。